

「新たなミッション」研修会参加報告

道教委主催の「平成29年度『チーム学校』を推進する校長及び新たなミッションを担う事務職員研修会」が9月4日に開催され、石狩市からも4名（+傍聴2名）が出席しました。開催要項は以下の通りです。

平成29年度「チーム学校」を推進する校長及び新たなミッションを担う事務職員研修会 実施要項

1 目的

「新たなミッションを担う事務職員」配置校における校長と加配事務職員に対し、校長による事務職員を含めた学校組織マネジメントの在り方や、加配事務職員が担う役割について理解を深め、配置校における学校力の一層の向上に資する。

2 主催

北海道教育委員会

3 実施日時

平成29年9月4日（月）13:00～17:00（受付12:40～）

4 会場

北海道第2水産ビル8AB会議室（札幌市北区北6条西7丁目5-3）

5 対象者

- (1) 加配事務職員を配置している小・中学校、義務教育学校の全ての校長（または教頭）
- (2) 小・中学校、義務教育学校に勤務する全ての加配事務職員
- (3) 各教育局義務教育指導監

6 日程

13:00 13:10		14:40 14:50		15:50	16:40	17:00	
受付	開会	講義(90分) 【公開講座】	休憩	事例紹介 (60分)	協議 (50分)	まとめ (20分)	閉会

7 内容

- (1) 講義 「『チーム学校』『働き方改革』と学校マネジメントの見直し」
講師 国立教育政策研究所初等中等教育研究部 統括研究官 藤原文雄氏
- (2) 事例紹介
 - ① 小学校
 - ② 中学校
- (3) 協議
- (4) まとめ

8 その他

- (1) 協議の資料として、別紙「協議シート」を校長1部、事務職員1部持参願います。
- (2) 受講にあたっては、軽装（ノーネクタイ、ノー上着）の励行に御協力願います。
- (3) 本研修会に参加する上で配慮が必要な場合は、出席報告の際など、研修会実施日の2週間前までに申し出る。（配慮が必要な例：手話通訳、要約筆記、拡大文字資料、点字資料など）

出席の皆さんから感想文を頂戴したのでご紹介します。

平成 29 年度「チーム学校」を推進する校長及び新たなミッション加配を担う事務職員研修会講義に傍聴して

石狩中学校 事務職員 村井 誠

平成 29 年 9 月 4 日 北海道水産ビル 8A 会議室にて上記研修会公開講義を傍聴しました。公開講義は「チーム学校」「働き方改革」とマネジメントの見直し」というテーマで国立教育政策研究所初等中等教育研究部 総括研究官 藤原 文雄氏が講義をされました。

この講義の中心的テーマは

1. 教員の長時間・連続労働の是正
2. 子ども(保護者)に対する教育・ケアの充実

この 2 点の同時的解決の必要性についての派生する課題について講演されました。

この講義で 事務職員に関係するものと言えば、夏季研修会でも話題になった学校教育法一部改正

「事務職員の職務」が「従事」するから「つかさどる」に変更になったことの今後の事務職員の職務へのスタンスの事が話されていました。

この講演で私自身今後の事務職員のスタンスは以下の 3 つの点が必要になってくるものと再認識させられました。

- 1, 教育課程
 - 2, 責任
 - 3, 主体性
- ・・・・・・・・この 3 点です。

従来から私は取り組んできた部分でもありましたが、それを実践しなくてはいけませんよという、必要に迫られる部分がでてくるんだなということでした。

私自身も江別市立第三中学校で同じような観点から取り組まされた経験があります。非常に難しかったなと思いがります。

何が困難であるのか・・・・・・今までの領域実践との違いで言えば、テーマは学校長が決めること。それに基づいた企画を事務職員が実践する。やるやらないの選択肢はない。

テーマが学校運営方針に基づいて設定されているので教育課程等々と必ずリンクしており束縛される点が多々あるという点でした。又分掌のチーフなので事務職員のことだけを考えるわけにはいかなかった事でした。

定年までなんとか現状のまま乗り切ろうと考えていた私に、定年自体が 65 歳まで延長され、あと 14 年間どうやって乗り切ろうか考えさせられた講義でした。

新たなミッションを担う事務職員研修会 (感想)

石狩市立花川小学校 事務職員 山 嵯 綾 菜

今回の研修で、学校唯一の行政職員であるという事務職員の特性を生かして、学校運営・仕組み作りに関わっていくこと、学校教育法の改正で「従事する」から「つかさどる」に変更されたことによって、よ

り主体的に取り組んでいくことが重要であることが分かりました。また教職員の学内勤務時間が年々増加し、「働き方改革」を進める中で、新たなミッションを担う事務職員が担当する業務内容について改めて考えました。

グループ交流や2校の事例発表では、各学校の加配事務職員の取り組みや担当業務の紹介があり、学校によって様々であると感じました。

今回の研修は、これからの学校運営について考える難しい内容でした。私自身、学校運営に主体的に関わっていくためには、学校の様々な取り組みの意義や内容をもっと理解しなければならないと思いました。その上で事務職員の特性を生かした意見や提案ができると思うので、まずは仕事を覚え、自分のできるところから行っていききたいと思います。

平成 29 年度

「チーム学校」を推進する校長及び新たなミッションを担う事務職員研修会に参加して

石狩市立花川南小学校
事務職員 白田 萌

私は、9月4日に行われた上記研修会に参加させていただきました。研修内容としては、藤原文雄先生から『「チーム学校」「働き方改革」と学校マネジメントの見直し』という内容の講義を聞き、釧路町立富原小学校と苫小牧市立光洋中学校の2校から事例紹介がありました。その後、各校作成した「協議シート」を用いて、四人一組でグループ協議を行いました。そして、再び藤原文雄先生からまとめのお話がありました。

藤原先生の講義の中で、国立教育政策研究所の『学校組織全体の総合力を高める教職員配置とマネジメントに関する調査研究報告書』が資料として挙げられていました。その中で、副校長や教頭は“職員指導力”（「教職員を指導する力」「教職員をまとめていく力」）に自信がないという結果が特に印象に残りました。その自信がない“職員指導力”に、力を入れられるように、加配事務職員が何かしら動いていく必要があるということをおっしゃっていました。今現在、どう動けばよいのか、正解は何であるのかはイメージできないのですが、手探り状態でも動いていく必要があると考えます。教頭はじめ、先生方に少しでも、「補佐」と思っただけのように、どんどん行動していきたいと思います。

グループ協議では、自分と同じ立場の同期や諸先輩方との情報交流をすることができました。業務内容は、学校によって違っていて、ミッション加配という同じ立場であっても、業務内容等に違いが多く、驚きが隠せませんでした。

半日という短い研修でしたが、ミッション加配の立ち位置とは、業務と業務の隙間をうめたり、教頭と教員の補佐となるような動きをとったりと、多種多様であるのだと改めて感じました。学校現場で働かせていた

だいて、まだ半年ですが、自分自身の立ち位置に対して難しく考えてしまうことがありました。ですが、そういった立ち位置にいるからこそ、常に柔軟に動けるよう、意識していくことが大切ではないかと、本研修を通して考えました。

研修会感想

石狩市立花川中学校
事務職員 高松 健輔

平成 29 年度「チーム学校」を推進する校長及び新たなミッションを担う事務職員研修会に参加しました。大まかな研修の流れは、まず公開講座を行い、次に二つの学校の事例紹介、最後に小グループでの協議というものでした。

公開講座は、藤原文雄先生の講義が行われました。講義の中でも、チーム学校の在り方についての話が印象的です。それは、「教員の長時間労働の是正」と「子供に対する教育やケアの充実」の二兎を追う政策が大切であるという話です。両方の問題の同時解決のために必要なこととして、いろいろな職種が力を合わせることで、なんでも教頭に頼り切らないことが挙げられました。自分の学校でも教頭の負担が大きいということは感じていたので、その負担軽減のために事務職員として自分が出来ることについて考えていきたいと思いました。

また、釧路町立宮原小学校と苫小牧市立光洋中学校の二校の事例紹介では、自分の普段の業務内容とまったく異なる仕事をしていることに驚きつつも一つの言葉が強く印象に残っています。それは、「人が変わっても継続」という言葉です。確かに一人の人間が優秀でも、その人が転勤した時に元の学校に戻るのであれば意味がないと思います。

この研修を通して、チーム学校の話でも、他の学校の実践でも、何より必要なことは教員や様々な職種の人と連携を取ることだと感じました。また、そのような連携を取れるような体制を作れるように考えていきたいです。

チーム学校を推進する校長及び新たなミッションを担う事務職員研修会に参加して

樽川中学校 林 綾子

毎年の恒例となりつつある上記の会議ですが、今回は一昨年、昨年に続き、3回目の参加となりました。

まず初めに、公開講座として、藤原文雄氏の講演『「チーム学校」「働き方改革」と学校マネジメントの見直し』が 90 分間なされました。昨年「チーム学校」を大きく取り上げ、組織全体の中での事務職員の働き方にスポットを当てた内容から、「学校マネジメント」の重要性へと、事務職員が教頭と共にその仕組みづくりを率先して行う立場であるという内容に大きく移行したような印象を受けました。

次に、小中学校各 1 校から事例紹介が 60 分なされました。釧路町立富原小学校からは学校力向上のために分掌を新設した事例、苫小牧市立北洋中学校からは加配事務職員が学校間連携、地域連携などに携わる事例の紹介でした。

最後に、50 分の協議、20 分のまとめがなされました。今年は 4 名 1 グループの協議で、まとめは参加者から数グループ抽出して発表、最後は藤原氏からの総括という形でした。3 年間通してみると、前回からディスカッションの時間も短縮され、今回は発表の機会やパネルディスカッションも無かったことから、講義形式の研修会に移行してきていると感じました。また、内容に関して今年は、行政職としての専門性を持ち主体的に職務を行う職種としての事務職員、経営参画者として事務職員、などの言葉がみられ、今年は求められる職務の責任が特に重く感じられました。

5名の参加者の皆さん、大変ご苦労様でした。

私も昨年に引き続き傍聴で参加をさせてもらえたので、感想など述べたいと思います。

今年も講師の藤原先生は相変わらず滑らかなお話しで聞かせてもらえましたが、私は最後のまとめとしてお話しいただいた「五つの視点」について考えてみました。

五つの視点とは①加配事務職員が校務分掌に位置付いているか、②加配を孤立させていないか、③「つかさどる」を踏まえて分掌をつくっているか、④教頭・教員の負担軽減が図られているか、⑤行政職員は全体を見て仕事をつくる、という風に私はメモしました。

①加配事務職員が校務分掌に位置付いているか

校務分掌に位置付いていない加配事務職員がいるとは思えないのですが、このような課題が提起されるからにはそういう実態があるということなのかもしれません。加配事務職員を教務や研修に位置づける方法論も最近話題になっていますが、事務職員の加配は国段階ではもともと「事務部門の強化」であったと理解しています。藤原先生は「分掌は何処でも良い」という考えのようですが、私の学校では事務職員は 2 名とも「事務部」です。本校のように加配事務職員が新採用者の場合、数年後には一人配置校に移動することを想定すれば、今のうちに OJT をすすめていくことが必要です。また、加配事務職員が期限付事務職員の場合も、既配事務職員が経験を活かして活動することで、事務部門以外の分掌に位置づけなくても加配の成果は得られると思います。

②加配を孤立させていないか

かねてより、加配事務職員と既配事務職員の連携が重要だと私は考えていましたが、「事務業務のシェア禁止」の文言が曲解されて、まるで加配事務職員は一般的な事務業務を行ってはいけないかのような誤りが今でもあるようです。2 名体制になることで、事務部門の役割は拡大するので、それを 2 名で分担していくということがミッション加配の要点です。であれば当然 2 名は連携していくことが必要なのです。

③「つかさどる」を踏まえて分掌をつくっているか

藤原先生は「企画・立案の仕事」を強調されていましたが、北海道では領域論のなかですと「本務と校務分掌」について考えてきました。二本立て運営計画はその課題に対するアプローチですが、もう 40 年も前から「企画・立案の仕事」に着目してきた歴史があります。今回の法改正を受けて、もう少し「本務と校務分掌」について理論面の検討をして見るのもいいかなと思いました。（事務職員協議会としては、過去の答申等で見解が示されています）

④教頭・教員の負担軽減が図られているか

藤原先生は「数値目標」を強調していました。加配の効果として、財務省を納得させるにはやはり数値目標ということなのでしょう。でも、本当は誰だって、教職員だってその他の公務員だって、仕事の成果を数値で測られたくないし測ることは出来ないと思っている人は多いと思います。いつ頃から仕事の成果の数値化がトレンドになったかについては、別の機会にしたいと思いますが、「負担軽減」や「数値化」については疑問が残りました。

⑤行政職員は全体を見て仕事をつくる

藤原先生はいつも「学校で唯一の行政職員」と言うのですが、私はちょっと違う見解を持っています。義務公立学校では基本は事務職員一人ですから、行政職員に特有な階層性というものはありません。私たちは「行政職員の上司」を持たないのです。そのことだけをもってしても、小中学校事務職員は「行政職員」なのかどうか。（「行政職給料表適用職員」ではありますが。）ただ、「行政職員は全体を見て仕事をつくる」という先生の定義づけは頷ける部分があります。学校事務職員ももちろん学校全体を見回して課題を見つけ解決のために仕事をしています。

因みに、「希望の国のエクソダス」で時代を鋭く批評した作家村上龍さんの「13歳のハローワーク」では次のように紹介されています。

「教師や警官といった専門職ではなく、いわゆるお役所で事務的な仕事をする公務員を一般行政職という。」

（文責：常陸）